

東日本大震災への対応について

(勤労者財産形成促進制度及び中小企業退職金共済制度関係)

1 勤労者財産形成促進制度における特例措置

- (独)雇用・能力開発機構(10月1日以降は(独)勤労者退職金共済機構)が行う勤労者財産形成持家融資を返済中の方が被災された場合には、その返済負担を軽減するために以下の特例措置を実施
 - ・ 返済を最長5年間据置
 - ・ 併せて、据置期間中の貸付利率を最大1.5%引き下げた金利または0.5%の低い方いずれかとする
 - ・ 返済期間を最長5年間延長

- 東日本大震災により被災された勤労者が住宅の取得、補修のために財形持家融資を新たに受ける場合に貸付金利の引下げ等を行う特例貸付を実施
 - ・ 返済を最長5年間据置
 - ・ 貸付当初の5年間の金利を0%とし、6~10年目の金利を、原則として通常の財形持家融資の金利から0.53%引き下げる
 - ・ 返済期間を通常の財形持家融資の返済期間より最長5年間延長

- 財形貯蓄の利子等に関する非課税特例措置を実施(「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(4月27日公布・施行)の制定・地方税法の改正により措置)

財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄について、東日本大震災で被害を受けたことにより平成24年3月10日までの間に目的外で払い出した場合には、その利子等を非課税とする特別措置を実施

2 中小企業退職金共済制度における特例措置

- 中小企業退職金共済制度について、以下の特例措置を実施
 - ・ 掛金納付期限の延長手続の簡素化
 - ・ 掛金後納割増金の免除
 - ・ 共済手帳の再発行手続の簡素化 等

- 速やかな退職金支給のため、死亡推定の特例措置を実施(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)」(5月2日公布・施行)第80条により措置。)

東日本大震災により行方不明となった被共済者の遺族が早期に生活を再建できるよう、3ヶ月間被共済者の所在が不明の場合には、1年後の民法の失踪宣告を待たず、地震の発生日(平成23年3月11日)に当該被共済者が亡くなったものと推定し、中退法の死亡に係る退職金の支給に関する規定を適用して退職金を支給することとする特例措置を実施